

当座預金 預金商品概要説明書

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・当座預金 ・一般当座 ・約束手形専用当座預金（愛称:マル専）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び法人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定めなし。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻します。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> ・利息はつきません。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・マル専口座開設手数料 割賦販売通知書1通につき3,300円 ・マル専手形用紙発行手数料 手形用紙1枚につき550円
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利息は付きません。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはよろず相談室にお申出ください。 【窓口：福島県商工信用組合よろず相談室】024-922-7711 受付日 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間 午前9時から午後5時 なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.fukushimakenshin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合よろず相談室またはしんくみ相談所にお申出下さい（※1）。また、お客様さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

	<p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設にあたっては、所定の審査をさせていただきます。 ・預金保険制度により全額保護されます。